

警戒度レベル2における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和4(2022)年5月28日(土)～
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 症状等がある場合などには、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用する
- 「飲酒を伴う懇親会等」や「大人数や長時間におよぶ飲食」は感染リスクが高まるため、実施にあたっては、次の点に注意する
 - ✓ アクリル板の設置がない飲食店等の場合は、一定の距離（1m以上）が確保できる人数
 - ✓ 時間は2時間程度を目安
 - ✓ 会話時のマスク着用
 - ✓ 大声を出すことを避ける
 - ✓ 飲食店等が実施している感染防止対策への協力
- 帰省や旅行等においても、感染リスクの高い行動を控える

事業者に対する働きかけ

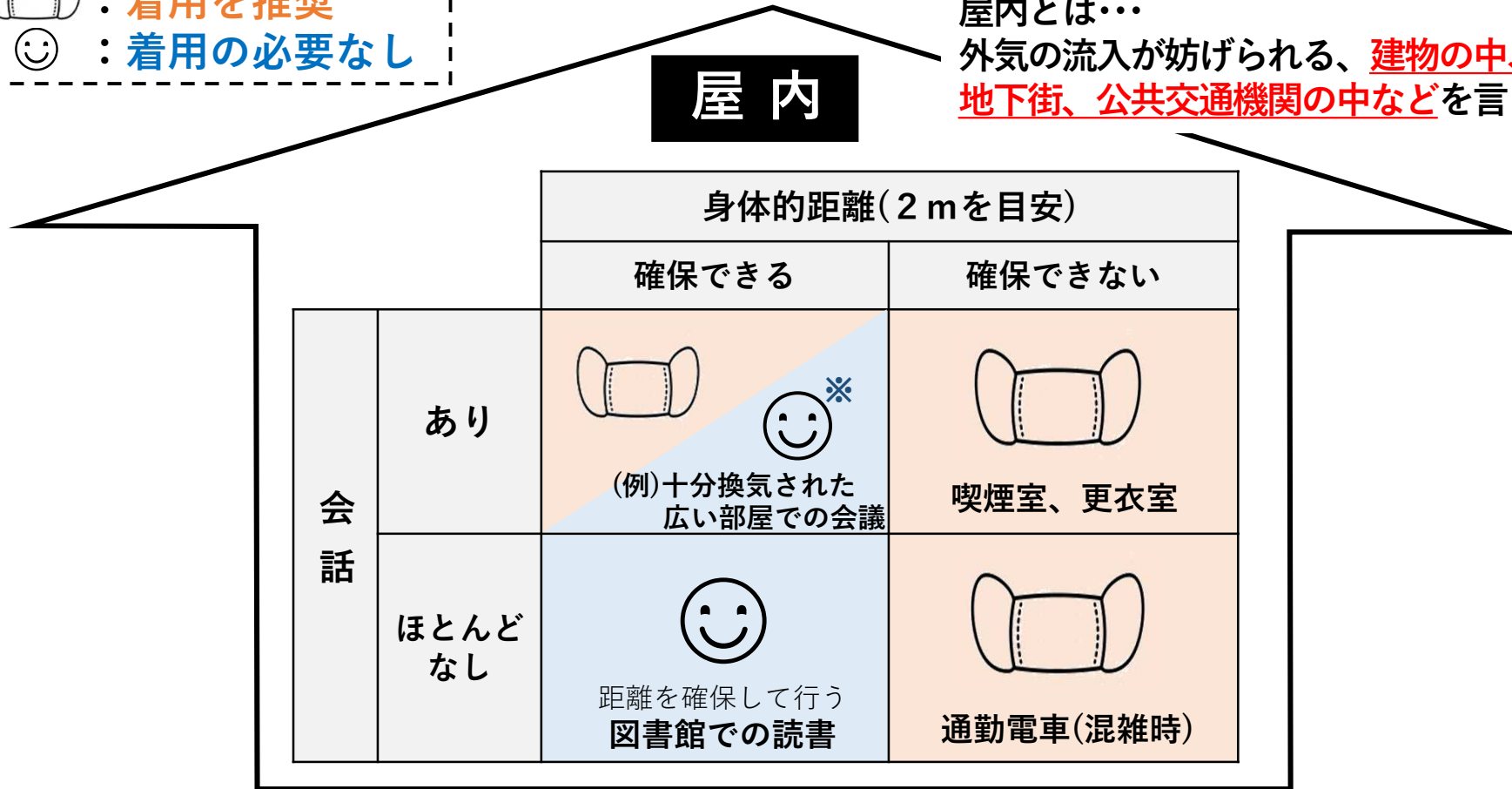
- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **感染拡大防止のための適切な取組の実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

マスクは場面に応じて適切に着用しましょう

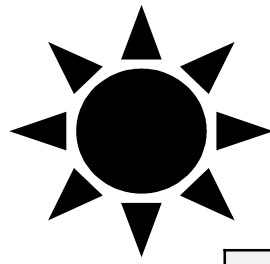
マスク着用は引き続き基本的な感染防止策として重要です。
以下の考え方を基に適切な着脱の判断をお願いします。



屋内とは・・・
外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中などを言う


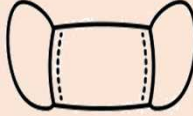




※ 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可



屋外



		身体的距離(2 mを目安)	
		確保できる	確保できない
会話	あり	 (例) キャッチボール、テニス	 距離を確保できない スポーツ観戦
	ほとんどなし	 散歩、サイクリング	 徒歩や自転車で すれ違う場面

気温や湿度が高いときは、**熱中症防止**の観点から**マスクを「外すことを推奨」**

お年寄りと会うときや病院に行くときなど、**重症化リスクの高い者と接する場合には「着用の必要なし😊」の場面でもマスクを着用**



栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
 ☎ 0570-666-983 (平日 9時~17時)

保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児の マスク着用について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません

2歳以上の就学前の子ども

マスクの着用を一律には求めています

施設内で感染が生じている場合などに、管理者等の判断で、可能な範囲でマスク着用を求めることは考えられる。

この場合でも、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意して着用する。さらに、マスク着用を無理強いすることにならないよう留意すること。



気温や湿度が高いときは、**熱中症防止**の観点からマスクを「外すことを推奨」



手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

無料の検査について（概要）

① ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査

検査の目的

社会経済活動を行うにあたり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

無料となる対象者

- ・ ワクチン3回目接種**未了者**
- ・ ワクチン3回目**接種済み**であるが、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合

※**いずれも、無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

抗原定性検査（簡易キット検査）

※PCR検査等を利用する場合を、10歳未満の受検、高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合に限定

無料の期間

R4.6.30まで

② 感染拡大傾向時等の検査

検査の目的

知事が、特措法第24条第9項等に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請し、それに応じていただくことにより陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

無料となる対象者

知事からの要請により、検査を受検する住民の方(ワクチン接種者含む)
※**無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※ 検査拠点により異なります

無料の期間

知事が要請する期間

R4.6.30まで（今回延長）

○検査拠点は県HPに掲載（R4.5.13時点 197箇所）

< 注意事項 >

- ・ 発熱などの症状がある方は、**医療機関を受診**してください。
- ・ 無料検査で陽性となったときは、必ず**医療機関を受診**し、医師の診断を受けてください。